

- 1 (木) 2021年度 Gマーク制度申請受付(～14日) / 第2回女性部会役員会(沖ト協 2F) 15:00～16:30
- 8 (木) 那覇支部正副支部長会議(沖ト協 4F) 12:00～ / 全ト協理事会
- 11(日) 夏の交通安全県民運動(～20日)
- 13(火) 未来の産業人材育成事業(西崎中学校) 13:45～
- 14(水) 第4回沖ト協理事会(沖ト協 5F) 12:00～ / 令和3年度 九州各県運輸青年部代表会議及び第2回役員会(WEB) 16:00～ / 令和3年度 第1回青年部協議会運営委員会(沖ト協2F) 18:00～19:00
- 15(木) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策Liveオンラインセミナー【運用編】(沖ト協 5F) 13:30～14:30 / 全国専務理事業務連絡会議(愛知) 13:30～16:30 / 第40回沖縄県トラックドライバーコンテスト学科競技(各支部) 18:00～
- 16(金) 運輸事業者の防災情報活用を促すワークショップ(WEB) 13:30～16:00
- 19(月) 九州ブロック女性協議会第1回役員会(WEB) 13:00～
- 20(火) 九ト協広報委員会(福岡)
- 22(木) 海の日
- 23(金) スポーツの日(オリンピック開会式)
- 25(日) 2021年度 運行管理者基礎講習(沖ト協 5F) 9:00～27日(火) 17:00
- 27(火) 2021年度 第2回初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修(沖ト協 5F) 9:20～(延期) / 令和3年度 第1回運行管理者試験対策講習会(沖ト協 5F、Zoom) ～28日

- 28(水) 「標準的な運賃」活用セミナー(宮古) 13:30～15:30(延期)
- 29(木) 沖縄県振興審議会「第1回基盤整備部門」(県庁) 13:30～16:00 / 不当要求防止責任者講習会(沖ト協 5F) 13:30～16:30(延期) / 「標準的な運賃」活用セミナー(八重山) 14:00～16:00(延期)

2021年 8月行事予定

- 2 (月) 総務・企画委員会(沖ト協 5F) 12:00～ / 令和3年度 沖縄県総合防災訓練専門部会(WEB) 13:30～15:00
- 4 (水) 適正化幹事会(局) 13:30～
- 6 (金) 全ト協女性部会全国代表協議会 (WEB) 15:00～
- 7 (土) 令和3年度 第1回運行管理者試験(～9月5日)
- 8 (日) 山の日 / 第40回沖縄県トラックドライバーコンテスト実科競技(壺川自動車学校) 8:00～(中止)
- 9 (月) 振替休日
- 11(水) 第1回沖縄地方渋滞対策推進協議会(沖総局) 13:30～
- 14(土) 第27回沖縄県フォークリフト運転競技大会(中止)
- 19(木) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策Liveオンラインセミナー【基礎編】(八重山) 13:30～14:30
- 23(月) 令和3年度 災害物流専門家研修(広島) 10:30～24日(火) 15:50
- 25(水) 令和3年度 健康起因事故防止セミナー(沖ト協 5F) 13:30～16:30
- 31(火) 職業人派遣(大里南小学校) 14:10～

沖縄トラック情報



- 1 令和3年度 運行管理者等一般講習(DVD視聴形式)の予約枠通常開放について
- 2 9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。
- 3 夏休み期間中の感染拡大を防ぐために
- 4 公益社団法人沖縄県トラック協会主催 令和3年度「トラックの日」絵画コンクール募集要項
- 5 令和2年 業種別署別労働災害発生状況
- 9 不正改造車排除運動チラシ
- 13 令和3年度 健康起因事故防止セミナー ～過労死等の根絶を目指して～(Gマーク加対象研修)
- 15 みんなで休暇。夏を楽しみリフレッシュ。
- 17 陸運と安全衛生
- 21 令和3年度 各種助成事業説明会を開催いたしました。 集団健康診断を実施しました 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区) 協会日誌・行事予定表
- 22 裏表紙



協会だより

中部支部職員の退職及び移動について

定年後再雇用により嘱託契約しておりました「佐渡山葵」さんが7月末日を以て退職します。それに伴い、本部より「前原 拓弥」さんが8月1日付け、異動します。佐渡山さん、長年の業務お疲れ様でした。そしてありがとうございました。

近代化基金融資にかかる貸出金利について

貸付利率
年 1.00% (令和2年8月12日より適用)

※改訂がない限り当分の間、上記の利率が継続します。

飲酒運転根絶

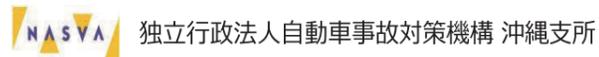
～それでも飲酒運転をするのですか、させるのですか、許すのですか～

令和2年中	飲酒運転 経済面の代償	飲酒運転 生活面の代償	飲酒運転 時間面の代償
1 飲酒運転で1,429人を検挙 酒酔い運転 16人 酒気帯び運転 1,413人 うち 逮捕者 475人 ※平成31年(令和元年) 飲酒検挙件数 2,147件 平成31年(令和元年)に比べ令和元年は、718件減少であるが実数で全国上位に位置する	酒酔い運転 5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 酒気帯び運転 3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 被害者補償 事故の場合 賠償責任(人身・物件) 死亡事故の場合 3,000万円以上	1 職を失う可能性 2 家族関係や友人関係の崩壊 3 免許の停止や取消しによる行動範囲の制限 4 家族や他人に迷惑をかけているという負い目の感情 5 逮捕者は実名報道される可能性があり、その場合、社会的責任追及を受ける。 6 懲役の場合、刑務所収監	免許を再取得するには 1 欠格期間 (免許を受けられない期間) 通常違反は最大5年の欠格期間、人身事故等の違反が加算された場合最大10年 2 取消し処分者講習の受講(2日間) 欠格期間終了後、1日目を受講し、1ヶ月後に2日目を受講(手数料30,550円) 3 自動車学校に入校(教習期間) 入校期間：約1ヶ月 取得費用：平均35万円

運転代行の利用やハンドルキーパーの指定、車両を置いて帰ることも検討しましょう

発行所 / 公益社団法人 沖縄県トラック協会
〒900-0001 那覇市港町2-5-23 TEL. 098-863-0280 FAX. 098-863-3591
印刷 / 光文堂コミュニケーションズ(株) TEL. 098-889-1121(代)

令和3年度 運行管理者等一般講習(DVD視聴形式)の予約枠通年開放について



事業者各位

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜りつつ、下記の運行管理者等一般講習の予約を通年開放することといたしますのでお知らせいたします。

1. 予約受付開始日：2021年7月19日(月)から

2. 通年予約の対象となる講習(貨物・旅客)

対象業態：【貨物】トラック			
開催地区	開催日	講習会場	会場住所・電話番号
沖縄県内 全地区	2021年10月7日(木)	NASVA沖縄支所 (沖縄県八幡・タジ-会館3階)	那覇市泉崎2-103-4 (098)916-4860
	2021年11月4日(木)		
	2022年2月3日(木)		
	2022年2月17日(木)		
	2022年3月10日(木)		

対象業態：【旅客】バス・タクシー			
開催地区	開催日	講習会場	会場住所・電話番号
沖縄県内 全地区	2021年11月25日(木)	NASVA沖縄支所 (沖縄県八幡・タジ-会館3階)	那覇市泉崎2-103-4 (098)916-4860
	2022年1月13日(木)		
	2022年2月10日(木)		
	2022年2月24日(木)		
	2022年3月3日(木)		

(新型コロナウイルス感染症対応へのご協力について)

令和2年6月1日より、新型コロナウイルス感染症に関する状況を注視しながら、運行管理者等指導講習の業務を開始することとしました。業務の再開にあたっては、新型コロナウイルスの感染がまだ続いている地域も見られることから、以下に該当する方の講習への参加については、お断りさせていただいております。受講者の皆様には、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ① 受講日に海外から帰国して2週間未満の方
- ② 濃厚接触者に特定されている方
- ③ 受講日に発熱等の風邪の症状が認められる方
- ④ 会場でのマスク着用、検温及び手指消毒にご協力をいただけない方
(医学的にマスクの着用ができない場合は、事前にご相談ください。)



～美ら島の未来を拓く～
内閣府沖縄総合事務局

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です。

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。

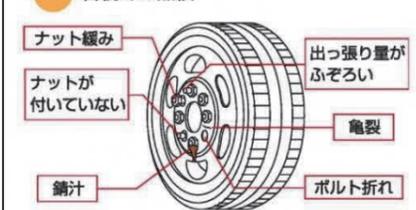
このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

沖縄総合事務局運輸部においても、点検・整備の必要性、大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法、エコ整備(点検・整備によるCO₂削減効果をいう。)を積極的に啓発するため、9月・10月を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、関係機関及び関係団体の協力を得ながら運動を展開し、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうよう努めていきます。

火災事故を防ぐためにも以下を含む点検・整備は必ずおこなってください。		
部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生メカニズム)
バッテリーのターミナル	● 緩みや腐食、外れはないか。	● 異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 
バッテリーハーネス	● 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ● 被覆のやぶれ、変色、腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	
燃料フィルター	● 取付部やドレーンプラグなどから燃料漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	● 部品の劣化や摩耗などから、燃料が漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
燃料ホース	● 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ● 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
燃料パイプ(燃料高圧パイプ)	● 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ● クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ● パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

車輪脱落事故を防ぐためにも以下を含む点検・整備は必ずおこなってください。

1 目視での点検



2-1 点検ハンマ等を使用した方法

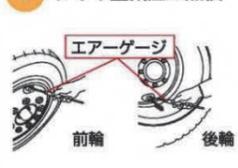


ナットが締る方向に叩く

2-2 マーキング等を使用した方法



3 タイヤ空気圧の点検



エアゲージ
前輪 後輪

増し締めの実施 締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50～100km走行後を目安に増し締めを行います。

【お問合せ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課 大山・安里
TEL:098-866-0031(内線 85446・85447)

夏休み期間中の感染拡大を防ぐために

令和3年7月16日
新型コロナウイルス
感染症対策分科会会長談話

現在、東京都を中心とした大都市では感染者数の増加傾向が明確になり、更なる感染拡大の可能性が高まっています。一方、ワクチンの接種はかなりのスピードで進んでいます。

しかし、7月から8月下旬にかけての2ヶ月は、4連休、夏季休暇、お盆、オリンピック・パラリンピックなどが集中するため、1年以上の新型コロナウイルスとの闘いにおいて、正に山場だと考えています。

この山場を乗り越えるためには、緊急事態宣言の期間中に感染拡大を少しでも抑えることが求められています。

皆さんへのお願い

夏休み期間中の感染拡大を防ぐため、少しでも体の具合が悪い場合には医療機関に相談するなど、これまでお願いしてきた基本的な感染防止策に加え、特に以下の3点をお願いします。

【Ⅰ】都道府県を越えた移動は控えめに

この期間には都道府県を越えた移動はできるだけ避けてください。ただし、都道府県を越えた移動がどうしても必要な場合には、小規模分散型でお願いします。また、ワクチン接種を2回受けた故郷の高齢者と会う場合でも、ご自身の感染予防を2週間ほど前から十分した上で会ってください。

【Ⅱ】普段会わない人や大人数・長時間での飲食は控えめに

この時期には普段会わない人や大人数・長時間での飲食は控えてください。ただし、外食する場合には、自治体が認証した飲食店をなるべく選んでください。また、自宅での大人数の食事会や路上飲みは慎んでください。

【Ⅲ】オリンピックの応援は自宅で

本来であれば会場内外で選手を応援したいところですが、今の状況においては、家族など普段から会う人と家で応援してください。広場や路上、飲食店等での大人数での応援は控えてください。

※なお、今後数か月で期待されるワクチン接種率の向上が、①感染レベルや医療負荷に如何なる影響をもたらすのか、その上で、②人々の生活がどのように変わるのか、また、③その他の科学技術と組み合わせることでのどのような展望が更に開けるのか、につき、今回の緊急事態宣言の期間が終了する前には分科会として考え方をまとめたいと思います。

公益社団法人沖縄県トラック協会主催 令和3年度『トラックの日』絵画コンクール募集要項

1. 趣旨

日常生活に密着しているトラックを、県民の皆様理解と関心を持っていただき、業界の更なる発展を図るための一助として、10月9日を『トラックの日』に設定し、各種記念行事を行っています。この行事の一環として、将来を担う若い人、特に小学生の方にトラック運送事業について興味を持ってもらうよう、みだしの『絵画コンクール』を下記のとおり開催することといたしました。児童生徒多数の作品応募をお待ちしております。

2. 対象者

児童生徒等

3. テーマ：①『コロナに負けるな』 ②『飲酒運転根絶』 ③『トラックと私達の生活』

①2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の収束が未だに見通せない中、ひとりひとりができる対策を行い、感染防止と社会が日常に戻ることを心から願う「コロナに負けるな」をテーマの一つにしました。②飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを目的に、昨年同様に「飲酒運転根絶」をテーマの一つとしました。③くらしの中で目にするトラックについてこんなトラックがあったらいいな等の自由な発想でトラックの絵を描いて頂くために「トラックと私達の生活」をテーマの一つとしました。

4. 作品及び応募方法

- ・ハツ切り画用紙に横書き、画材は自由
- ・表題紙に題名、学校名、学年、氏名、ふりがな、を記入の上、担任教師等に預ける。
- ・個人で応募する場合は直接当協会窓口等でご提出のうえ、連絡先、住所等をお伝え下さい。
- ・作品に下記のとおり表題紙(別添・コピー可)を貼付して応募して下さい。

【題名、学校名、学年、氏名】

題名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
学校名	〇〇〇小学校
学年	〇年〇組
氏名	〇〇 〇〇(ふりがな)

【見本 ①】



【見本 ②】



【見本 ③】



ここに貼付 →

5. 応募締切日

令和3年9月10日(金)迄に、当協会あて提出してください。

6. 発表

審査結果は、9月末頃に学校長(個人で申込みの場合は個人)宛にご連絡致します。

7. 賞(予定)

- ・最優秀賞(トラックの日賞) ※副賞(商品券等 5,000円)
- ・優秀賞 ※副賞(商品券等 2,000円)
- ・入選 ※副賞(商品券等 1,000円)

※応募者全員に、参加賞を贈呈いたします。

※優秀作品は、当協会月刊広報誌『トラック情報』に掲載いたします。

※本応募において記名された個人情報(題名、学校名、学年、氏名)について、ご了解の上ご応募下さい。

8. 優秀作品の表彰

- ・表彰 令和3年10月9日(土)11時00分(予定)
- ・場所 九州沖縄トラック研修会館(予定)
- ・展示 同 (5F研修室)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては中止等する場合がありますので、ご了承ください。

9. 主催 公益社団法人沖縄県トラック協会

10. 出品先及び問い合わせ先

公益社団法人沖縄県トラック協会 業務課
〒900-0001 那覇市港町2-5-23

☎:098-863-0280 fax:098-863-3591

令和2年業種別署別労働災害発生状況(12月末累計)

沖縄労働局

業種	令和2年(12月末累計)				確定版				令和1年(12月末累計)				確定版				局計対令和1年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)				
製造業	86	67	11	3	4	171	83	57	20	2	6	(1) 168	3	1.8				
食料品製造業	56	43	6	2	4	111	51	34	14	1	4	104	7	6.7				
鉱業						0							0	-				
建設業	(4) 100	(2) 41	(1) 25	9	3	(7) 178	(1) 95	(2) 80	(3) 17	12	(2) 8	(8) 212	▽ 34	▽ 16.0				
土木工事業	(1) 15	9	(1) 5	1	1	(2) 31	11	19	(1) 4	2	(2) 3	(3) 39	▽ 8	▽ 20.5				
建築工事業	(3) 85	(2) 32	14	7	1	(5) 139	(1) 83	(2) 61	9	9	2	(3) 164	▽ 25	▽ 15.2				
交通運輸事業	18	4	1		1	24	(1) 11	6	1		4	(1) 22	2	9.1				
陸上貨物運送事業	75	16	1	1	3	96	57	17		4	1	79	17	21.5				
港湾荷役業	3					3	4		1		2	7	▽ 4	▽ 57.1				
林業			2			2						0	2	-				
農業、畜産・水産業	7	6	3	1	6	23	7	7	7		1	22	1	4.5				
第三次産業(運輸を除く)	(1) 453	(1) 265	57	37	43	(2) 855	(1) 376	241	58	29	32	(1) 736	119	16.2				
商売業	126	(1) 51	8	7	8	(1) 200	128	50	14	9	6	207	▽ 7	▽ 3.4				
小売業	70	37	5	5	5	122	75	39	11	9	3	137	▽ 15	▽ 10.9				
接客娯楽業	(1) 60	33	20	10	9	(1) 132	(1) 60	50	18	5	12	(1) 145	▽ 13	▽ 9.0				
旅館・ホテル	14	18	11	5	5	53	(1) 12	25	10	3	8	(1) 58	▽ 5	▽ 8.6				
飲食店	(1) 32	13	3	3	3	(1) 54	35	15	3		2	55	▽ 1	▽ 1.8				
保健衛生業	155	103	17	10	22	307	86	55	10	9	6	166	141	84.9				
社会福祉施設	100	70	12	9	9	200	54	38	8	9	6	115	85	73.9				
ビルメンテナンス業	36	16	2	5	1	60	35	28	4	2	3	72	▽ 12	▽ 16.7				
その他の業種	76	62	10	5	3	156	67	58	12	4	5	146	10	6.8				
全産業	(5) 742	(3) 399	(1) 100	(0) 51	(0) 60	(9) 1,352	(3) 633	(3) 408	(3) 104	(0) 47	(2) 54	(11) 1,246	106	8.5				

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したものである。
 2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
 3. 「▽」は減少を示す。
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・畜(ヒルムン除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和2年死亡災害発生状況(確定版)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(総数)	発生状況
1	那覇	墜落・転落	足場	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	1月下旬	30歳代	10~29	足場解体作業中、足場上から18m下の地上に墜落した。
2	沖縄	飛来・落下	金属材料	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	3月上旬	30歳代	10~29	鉄骨部材(重量約160kg)の溶接作業中、当該鉄骨部材の下敷きになったもの。
3	那覇	墜落・転落	移動式クレーン	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	3月下旬	50歳代	10~29	新築工事現場において、車両積載形トラッククレーンを用いて型枠資材の撤去作業中に、荷台から墜落した。
4	沖縄	感電	送配電線等	建築工事業 (その他の建築工事業)	5月初旬	20歳代	1~9	建物の改修工事に用いた足場の解体作業中に、足場の中を通過していた高圧電線に接触し、感電した。
5	那覇	その他	起因物なし	一般飲食店	5月下旬	40歳代	1~9	客にカッターナイフで刺された。
6	名護	交通事故(道路)	トラック	その他の土木業	9月中旬	60歳代以上	1~9	トラックを走行中、道路左側の側溝へ脱輪し、右に急ハンドルを切り、ガードレールを突き破り、崖下へ転落した。
7	那覇	はさまれ・巻き込まれ	移動式クレーン	道路建設工事業	9月下旬	40歳代	10~29	橋梁上部よりドラグショベルを積載型トラッククレーンを使用し、吊り上げ作業の際、ハランスを崩してしまい、積載型トラッククレーンが斜めに傾いた際に車面と橋梁の高欄に挟まれた。
8	那覇	墜落・転落	はしご等	その他の建築工事業	10月中旬	30歳代	1~9	ネット修繕工事で、底部より高さ3.8mの構造物の端部に脚立を設置し、高さ1.2m(底部より5mの位置)の位置で作業中、脚立とともに被災者が転落した。
9	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	トラック	その他の卸売業	11月下旬	60歳代以上	10~29	トラックの解体作業中、トラックが後方に流れて、轢通された。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

令和2年業種別事故型別労働災害発生状況(12月末累計)

業種	事故の型																			合計	
	1 墜落・転落	2 転倒	3 激突	4 飛来・落下	5 崩壊・倒壊	6 激突され	7 はさまれ・巻き込まれ	8 切れ・こすれ	9 踏み抜き	10 おぼれ	11 高温・低温の物との接触	12 有害物等との接触	13 感電	14 爆発	15 破裂	16 火災	17 交通事故(道路)	18 交通事故(その他)	19 動作の反動・無理な動作		90 その他
製造業	22	40	9	8	1	8	32	24			8						2		15	1	171
食料品製造業	7	38	3	5	5	5	17	17			6						1		10	1	111
鉱業																					0
建設業	(3) 62	17	8 (1) 12	3	12 (1) 30	16					4	(1) 2				(1) 3		8	1	(7) 178	
土木工事業	8	2	2	1	5 (1) 10	1									(1) 2					(2) 31	
建築工事業	(3) 52	14	8 (1) 10	1	7	18	15				4	(1) 1			1		3	7	4	(5) 139	
交通運輸事業	3	7																		24	
陸上貨物運送事業	21	12	10	2	7	21	1				4					2		13	3	96	
港湾荷役業	1																			3	
林業		1			1															2	
農業、畜産・水産業	1	6		3	2	4	3						1							2	
第三次産業(運輸を除く)	89	263	44	22	1	19 (1) 46	43	1			23	5	1		1	37	9	132 (1) 119		(2) 855	
商	22	64	15	6	1	9 (1) 21	15				5	1	1		10			26	4	(1) 200	
小売業	10	47	9	3	1	5	9	9			3				8			16	2	122	
接客娯楽業	25	39	2	8	3	4	11	1			12	1			6			9 (1) 11		(1) 132	
旅館・ホテル	13	21	1	2		2	4	1			3							5	1	53	
飲食店	5	11		5	2	1	6				9	1			6			2 (1) 6		(1) 54	
保健衛生業	16	89	10	2	3	4	7				3	1			7			71	94	307	
社会福祉施設	12	70	7		3	4	7				3	1			7			59	27	200	
ビルメンテナンス業	8	34	3			3	1				1	2					1	6	1	60	
その他の業種	18	37	14	6	4	14	9				2				1		14	8	20	9	
全産業	(3) 199 (0) 346	(0) 72 (1) 48 (0) 5 (0) 48 (2) 133 (0) 87 (0) 2 (0) 0 (0) 39 (0) 5 (1) 3 (0) 2 (0) 1 (0) 0 (1) 47 (0) 9 (0) 175 (1) 131 (0) 0 (9) 1,352																			

(注) 1 労働者死傷病報告により作成したもの。
 2 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
 3 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 4 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 5 その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究・清掃・と畜(ヒルを除く)、官公署、その他の事業を示す。

確定版

令和2年業種別起因物別労働災害発生状況(12月末累計)

業種	起因物(中分類)																			合計					
	原動機			動力機械			物上付運搬機			その他の装置等					仮設物・建築物・構築物等			物質・材料			荷		環境等		その他
	動力伝達機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	設備、建築物、構築物等	危険物、有害物等	物質・材料	材料	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能
製造業	1	5	1	4	22	3	10	4	1						13	10	4	59	1	8	4	2	4	15	171
食料品製造業	1			1	17				5	2					11	4	3	46	1	5	1		4	10	111
鉱業																									0
建設業	1	9	12	5	5	(2) 16 (1) 8	3						(1) 2	5 (1) 20	2 (1) 62	2 (1) 16	3		(1) 16	(1) 16	3	3	6	(7) 178	
土木工事業	1		7		1	(1) 4 (1) 4	1								3	7			3					(2) 31	
建築工事業		9	4	5	4	(1) 12	4	2					(1) 1	4 (1) 17	2 (1) 53	(1) 11	2		(1) 11	(1) 11	2	3	6	(5) 139	
交通運輸事業								5									7					1	3	8	24
陸上貨物運送事業					1	3	32	2						6	2	22	22	2	2	2	6	5	2	13	96
港湾荷役業							1							1									1		3
林業																	1					1			2
農業、畜産・水産業					1									2	2	2	5	1	1	1	1	4	2		23
第三次産業(運輸を除く)	1	2	4	1	2	11	(1) 24	56	1				1	44	72	22	304	2	16	20	11	127 (1) 134		(2) 855	
商		1		2	3	(1) 15	13						1	19	20	4	71		2	12	4	8	25	(1) 200	
小売業					2		10							16	11	3	53				7	1	3	16	122
接客娯楽業		1			3		1	9						9	22	8	43	1	9	1	2	11 (1) 12		(1) 132	
旅館・ホテル		1												2	10	5	26		3	1	1	1	3		53
飲食店					2		6							7	5	3	11	1	6				8 (1) 5		(1) 54
保健衛生業					2		1	7	1					6	12	3	103	1	1	1	1	1	99	71	307
社会福祉施設					2		1	7						6	7	3	80	1	1	1	1	32	60		200
ビルメンテナンス業	1				2		1							2	5	1	40	1				1	6		60
その他の業種		2	2	1	1		7	26						8	13	6	47		4	7	4	8	20		156
全産業	(0) 1 (0) 4 (0) 18 (0) 14 (0) 11 (0) 40 (0) 0 (2) 22 (2) 77 (0) 70 (0) 2 (0) 0 (0) 0 (1) 3 (0) 71 (1) 106 (0) 30 (1) 460 (0) 4 (1) 43 (0) 34 (0) 27 (0) 139 (1) 176 (0) 0 (9) 1,352																								

(注) 1 労働者死傷病報告により作成したもの。
 2 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
 3 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 4 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 5 その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究・清掃・と畜(ヒルを除く)、官公署、その他の事業を示す。



このような改造は不正改造です!!

① 基準不適合マフラーの装着/消音器の取り外し



基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。

② タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などに干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

③ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

④ 基準外ウイングの取付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

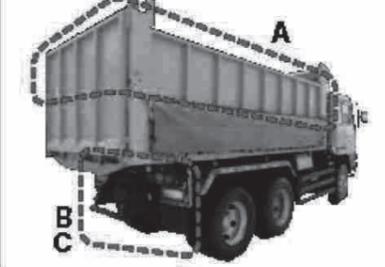
⑤ 灯火類の灯光の色を変更(クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け)



制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

⑥ A.荷台さし枠の取付け・燃料タンクの増設 B.突入防止装置の切断・取外し C.大型後部反射器の取外し



⑦ 前面ガラス等への装飾板の装着

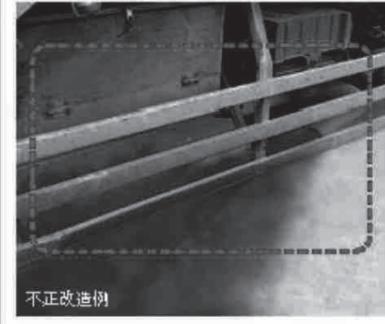


⑧ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し



速度抑制装置取付

⑨ ディーゼル自動車排出する黒煙



不正改造例



不正改造は犯罪です!!

それ!許されないぞ!



不正改造車の使用者 ▶ 整備命令の発令

不正改造を実施した者 ▶ 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金



基準不適合マフラーの装着消音器の取り外し



運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し

不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会 (一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車整備協会連合会、全国自動車部品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車事件工業会、(公財)日本バス協会、(公財)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本観光協会、全日本自動車部品卸売協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自動車用品協会、(一社)日本自動車連盟、(一社)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車安全協会、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車部品流通協会、全国石炭自動車協会連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルエンジン振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車技術大学協会、全国オートバックス協会連合会

www.tenken-selbl.com

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・迷惑黒煙車連絡先

北海道運輸局 011-290-2752	中部運輸局(不正改造) 052-952-8042	四国運輸局 087-802-6783
東北運輸局 022-791-7534	中部運輸局(黒煙) 052-952-8044	九州運輸局 092-472-2537
北陸信越運輸局 025-285-9155	近畿運輸局 06-6949-6453	沖縄総合事務局 098-866-1837
関東運輸局 045-211-7254	中国運輸局 082-228-9142	

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibl/huseikaiz/ou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから▶



不正改造等の主な事例

クルマのチェックを忘れずに!

乗用車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第30条)

触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。
(道路運送車両の保安基準第31条)

サスペンション

○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。
(道路運送車両の保安基準第14条)

車幅灯

○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)
*平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。
(道路運送車両の保安基準第34条)

基準外のウイング

○側方への異形状を有していないこと。
○確実に取り付けられていること。
○鋭い突起がないこと。
○その付近の最外側、最後端とならないこと。等
(道路運送車両の保安基準第18条)

番号灯

○白色であること。
(道路運送車両の保安基準第36条)

後退灯

○白色であること。
(道路運送車両の保安基準第40条)

尾灯

○赤色であること。
(道路運送車両の保安基準第37条)

制動灯

○赤色であること。
(道路運送車両の保安基準第39条)

方向指示器

○橙色であること。
○点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。
(道路運送車両の保安基準第41条)

後部反射器

○赤色であること。
(道路運送車両の保安基準第38条)

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダーの不正解除

○運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

○指定以外のステッカー貼付は不可。
○前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可。
(道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー

○鋭い突起がないこと。
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であること。
(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警告音

○音が自動的に断続するものは不可。
○音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。
(道路運送車両の保安基準第43条)

前部霧灯

○白色又は淡黄色であること。○同時に3個以上点灯しないこと。
(道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(ディライト)

○赤色でないこと。○光度300cd以下であること。○点滅しないこと。
(道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ

○回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものではないこと。
(道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認鏡

○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第44条)

不正な二次架装

○新規検査受検後に燃料タンクの増設。
○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等
(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

○自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。
(道路運送車両の保安基準第8条)

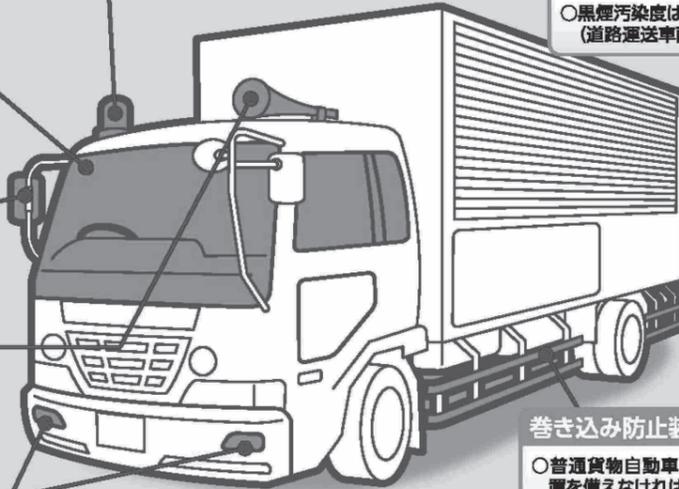
貨物車

回転灯

○緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
○道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。
(道路運送車両の保安基準第42条)

ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であること。
(道路運送車両の保安基準第31条)

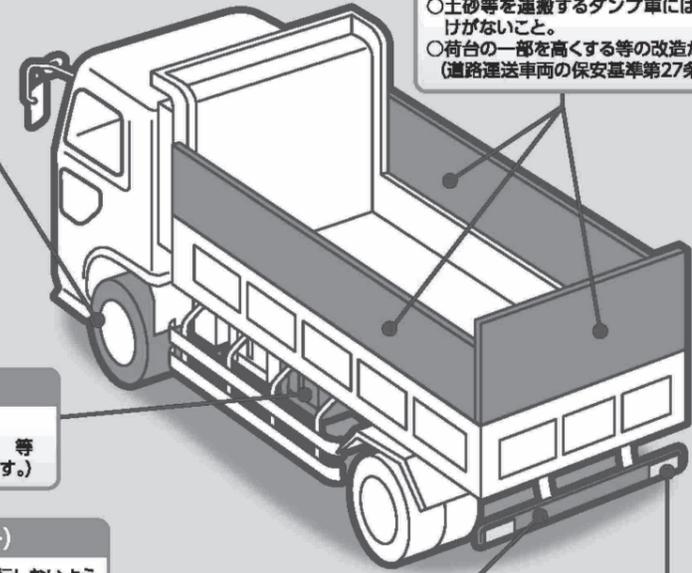


巻き込み防止装置

○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

○土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。
○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。
(道路運送車両の保安基準第27条)



突入防止装置

○自動車の後面には、突入防止装置を備えること。
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

大型後部反射器

○貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第38条の2)

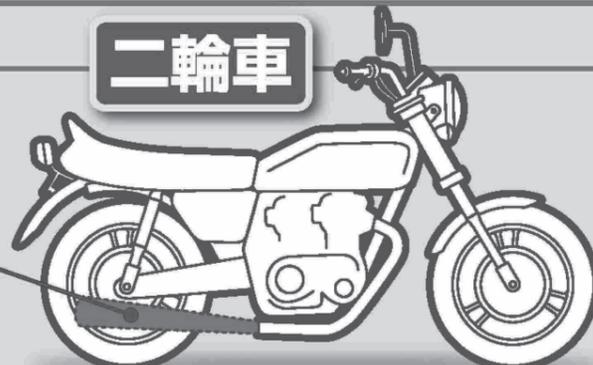
二輪車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第30条)

触媒装置

○触媒等が取り外されていないこと。
(道路運送車両の保安基準第31条)



大丈夫ですか? あなたのクルマ

不正改造は犯罪です!

令和3年7月26日

会 員 各 位

公益社団法人 沖縄県トラック協会
会 長 佐次田 朗
(公 印 省 略)

沖縄県トラック協会 へて
FAX 098-863-3591

令和 年 月 日

令和3年度 健康起因事故防止セミナー ～過労死等の根絶を目指して～ (Gマーク加点対象研修)

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、昨年度に引き続き、標記セミナーを実施いたします。

本セミナーでは、過労死や健康起因事故を引き起こす原因となる病気（心臓疾患、脳血管疾患、SAS）について知ってもらうとともに、生活習慣病の予防方法を説明いたします。

また、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換等を行い、新たな気づきを得ることができ、さらに、受講者がセミナーで使った資料を自社のドライバーへの教育に展開・活用することで事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図ることといたします。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、セミナー会場は、換気をしっかり行い、アルコール消毒液や、フェイスシールド等を用意するなど、感染防止対策を行います。

受講者の皆様におかれましては、当日は必ずマスクを着用し、体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせる等のご対応をよろしくようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和3年8月25日（水） 13:30～16:30
2. 場 所 九州沖縄トラック研修会館 第1研修室 （那覇市港町2-5-23）
3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント(株)
シニアコンサルタント 羽賀 俊之 氏
4. 内 容
 - (1) 健康チェックシートによる健康チェック（グループワーク）
 - (2) 健康起因事故の現状・引き起こす病気・病気の原因（座学）
 - (3) スライド「あるドライバーの1日の行動」・健康職場づくり取組事例（グループワーク）
 - (4) 生活習慣病等の予防方法（座学）
5. 対 象 者 経営者及び運行管理者等 ※昨年度、同セミナーを受講されていない方
6. 募集人数 定員64名（申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります）
7. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
8. 当日持参するもの等 名刺2枚・筆記用具・マスク着用
9. 主 催 （公社）全日本トラック協会、（公社）沖縄県トラック協会

※新型コロナウイルスの感染状況を見て、開催を見送る可能性があります。

以上

令和3年度 健康起因事故防止セミナー
～過労死等の根絶を目指して～
参加申込書

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	

〈締 切 日〉 令和3年8月16日（月曜日）

※ ただし、定員64名になり次第、締め切らせていただきます。
※ 受講修了証発行のため、申込書はすべて記入をお願い致します。

みんな
で
休
暇。
夏
を
楽
し
み
リ
フ
レ
ッ
シ
ュ。



新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇 を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



新しい働き方・休み方を実践するために、
年次有給休暇 を上手に活用しましょう。



●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

- 〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。
- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
 - 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
 - 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
 - 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
 - 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
 - 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。
〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

- ① 時間単位年休の対象労働者の範囲
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。
- ② 時間単位年休の日数
1年5日以内の範囲で定めてください。
- ③ 時間単位年休1日分の時間数
1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
- ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数
2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

【平成30年～令和2年】 近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と問題点

安全管理士 堀野 弘志

フォークリフトによる過去3年の事故の型別・業種別死亡災害発生状況（平成30年～令和2年）

事故の型	業種	年齢区分	製造業		建設業		陸運業		港湾荷役業		商業		その他		計		3年合計						
			平成30	令和元	平成30	令和元	平成30	令和元	平成30	令和元	平成30	令和元	平成30	令和元	平成30	令和元		平成30	令和元				
			元	2	元	2	元	2	元	2	元	2	元	2	元	2		元	2				
墜落・転落	50歳以上	1	2	1	1	2	1							1	3	3	3	16					
		1	1			1	2	1								3	3		1	7			
転倒	50歳以上	1	2			1					1			1	1	2	3	6					
		3	2		1	1								2	1	1	6		3	2	11		
激突	50歳以上														0	0	1	1					
															0	0	0		0				
飛来・落下	50歳以上	1		1							2		2		1	2	3	6					
					1			1						1	2	0	2		4				
崩壊・倒壊	50歳以上					1									1	0	0	1					
															0	0	0		0				
激突され	50歳以上	2								1	1		1	1	1	1	4	2	3	9			
															1	0	1	0	1				
はさまれ・巻き込まれ	50歳以上	1	2	3	2	1					1		2		4	4	8	16					
		1										1			1	0	2		3				
交通事故	50歳以上													1	0	0	1	1					
														2	0	0	2		2				
合計	50歳以上	6	4	7	2	1	1	3	1	8	0	0	0	2	2	2	1	5	4	14	13	22	49
		5	3	0	2	0	1	1	2	3	0	0	0	2	0	1	2	2	4	12	7	9	
3年合計		25		7		18		0		9		18		77								77	

（資料：厚生労働省安全衛生部）

1 はじめに

令和2年の労働災害による死亡者数のうちフォークリフトが起因となった事故の死亡者数は31人で、前年の20人から11人の大幅増加となりました。

業種別では、対前年比で製造業は増減なし、建設業と商業は1人増加ですが、陸運業は8人の大幅な増加となりました。港湾荷役業は3年連続で死亡災害ゼロとなっています。

また、被災者の年齢区分別では、50歳未満が対前年2人増加の9人となりましたが、50歳以上は9人増加の22人となり、結果として高年齢労働者の割合が71%となりました。

2 近年の死亡災害の特徴（全産業）

過去3年間におけるフォークリフトが起因となった死亡者数は、平成30年26人、令和元年20人、令和2年31人と増減を繰り返して

います（図1）。

業種別には過去3年間の合計で見ると、製造業が最多の25人(32%)、次いで陸運業が18人(23%)、商業9人(12%)、建設業7人の順となっています。

事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが19人(25%)と最も多く、「転倒」が17人(22%)、「墜落・転落」が16人(21%)、「飛来・落下」と「激突され」が同数でそれぞれ10人(13%)の順となっています（図2）。

3 令和2年死亡災害の事故の型別問題点（全産業31人）

① はさまれ・巻き込まれ（10人）

- 逸走したフォークリフトにはさまれた（3件）。
- ヘッドガードとマストの間にはさまれた。

図1 業種別フォークリフト死亡災害の推移（H19～R02）

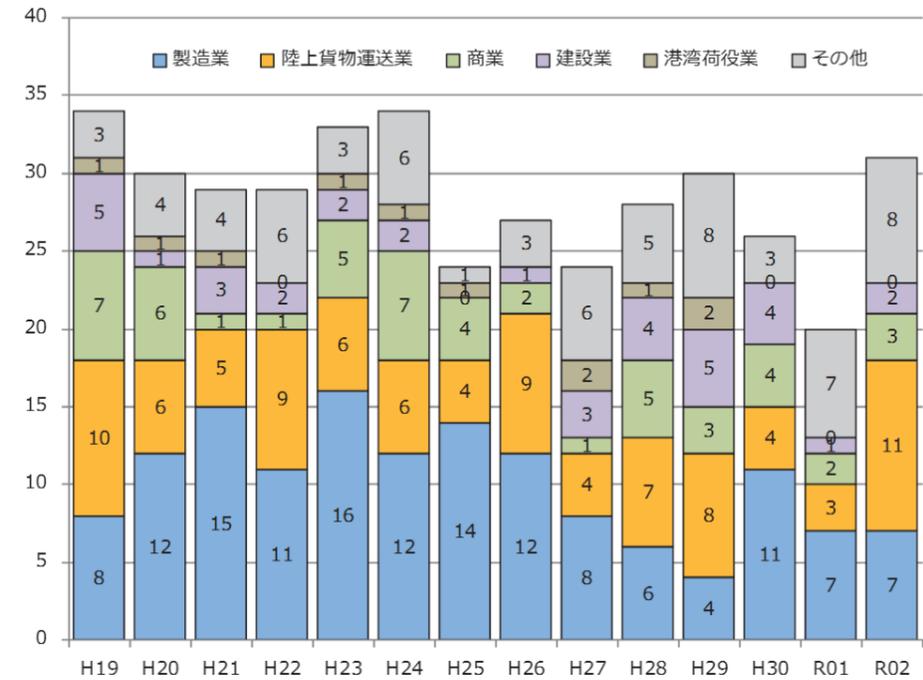
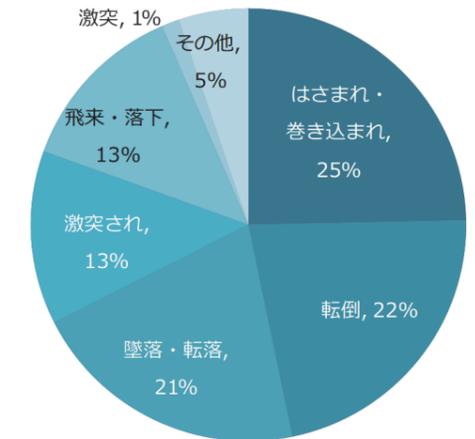


図2 事故の型別フォークリフト死亡災害（H30～R02）



- リーチフォークリフトとラックとの間に運転者の胸部がはさまれた。
- ウイングを格納中のトラック運転者が後進してきたフォークリフトにはさまれた。
- 操作ミスで轆かれた（2件）。
- 古紙ブロックのはいとクランプフォークリフトで運搬中の古紙ブロック4個に検収作業者がはさまれた。
- フォークリフトのパレット上に作業者を乗せて作業させようとリフトアップし前進したところ、倉庫入口の上の壁とフォークリフトの間に作業者がはさまれた。

【問題点】

- ➡フォークリフト停車時の逸走防止措置の不実施
- ➡フォークリフト運転者が体を乗り出したこと
- ➡進行方向への安全確認不実施
- ➡フォークリフトと人の作業区域分けの不実施
- ➡危険個所への立入り
- ➡用途外使用（人の昇降に使用）
- ➡無資格者のフォークリフト運転

② 転倒（5人）

5人ともに、転倒したフォークリフトから投げ出された運転者がフォークリフトの下敷きとなった。

【問題点】

- ➡下り坂をバック走行中、法面に乗り上げて横転
- ➡通路上の異物に乗り上げて横転
- ➡雨で泥状態の傾斜路で滑って横転
- ➡積込み中のトラックが前進し接触して横転
- ➡最大揚高までリフトアップして旋回し横転
- ➡シートベルト不着用

② 飛来・落下（5人）

5人ともに、フォークリフトの近傍で作業中の労働者が被災した。

- フォークリフトでプレスに金型をセット中、金型が滑り落ち、合図者に落下。
- フォークリフトによるはい崩し作業で中抜

きしたため上段の荷が落下し、別作業中の被災者に激突。

- トラックに鉄骨を積み込む際に鉄骨が倒れ、荷台上の誘導者が鉄骨とともに落下し下敷きとなった。
- フォークに鉄柱を渡しフレコンバッグを吊り下げ、荷詰め作業中、鉄柱が落下し被害者が下敷きとなった。
- 岸壁上で停車措置をとっていないフォークリフトが逸走し、岸壁に接岸した船の甲板上で水揚げ作業中の被災者に落下し下敷きとなった。

【問題点】

- ➡危険個所への立入禁止措置の不実施
- ➡はい崩しで中抜きをしたこと
- ➡荷崩れ防止措置の不実施
- ➡用途外使用（フレコンバッグを吊り下げでの作業）
- ➡逸走防止措置の不実施

④ 墜落・転落（4人）

- オーダーピッキングトラックの4mまで上昇させた運転席から墜落した（墜落制止用器具不使用）。
- 慣れないフォークリフトの運転中、誤操作によりフォークリフトごとプラットフォームから転落し下敷きになった。
- フォークリフトのパレットに被災者を乗せ、リフトアップしたまま後退させたところ被災者が墜落。
- フォークリフトにパレットを差し込み、3mまでリフトアップし、パレットに梯子を立てかけていた床面に被災者が墜落していた。

【問題点】

- ➡オーダーピッキングトラックで墜落制止器具を使用せず高所作業したこと
- ➡用途外使用（人の昇降）したこと
- ➡危険個所での危険予知不足

⑤ 激突され（3人）

- 検数作業中の被災者が、工場から後進してきたフォークリフトに激突された。
- フォークリフトでコンクリート製品をトラックに積み込む際、荷の後方で作業中の被災者に荷が倒れ掛かり、被災者が荷とともに地面に落下し、荷の下敷きになった。

- 歩行中のトラック運転者が、積み荷前進走行中のフォークリフトに轢かれた。

【問題点】

- ➡進行方向への安全確認の不実施
- ➡危険個所への立入禁止措置の不実施

⑤ 交通事故（3人）

公道上での事故のため交通事故となっているが、3人ともに横転したフォークリフトから運転者が投げ出され下敷きとなった。

- 日没後の街灯のない市道で霧も発生し前方視界が不良のなか走行中、横転。
- 農道（公道）脇の側溝に脱輪し横転（無資格者）。
- 下り坂でブレーキが利かなくなり、山肌に乗り上げ横転（無資格者）。

【問題点】

- ➡無資格運転
- ➡整備不良
- ➡シートベルト不着用

4 近年のフォークリフト起因の死傷災害

過去3年間におけるフォークリフトに起因する死傷者数は、平成30年2,113人、令和元年2,145人、令和2年は対前年比156人減少の1,989人となりました。

業種別では、過去3年間の合計でみると、陸運業が40%で最も多く、製造業31%、商業16%となっています（図3、4）。陸運業は前年比53人の減少で789人となりました。

事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」が37%、「激突され」が27%で、フォークリフトと人の接触、つまり轢かれが最も多くなっています（図5、図6）。

5 フォークリフト安全作業のポイント

- ①用途外使用（人の昇降、牽引、吊上げ）禁止
- ②無資格運転を絶対にさせない
- ③横転注意：リフトアップしたまま走行・旋回しない、傾斜通路を走行しない、シートベルトを着用して投げ出されないようにすること
- ④進行方向（前後左右）への安全確認
- ⑤フォークリフトの走行経路へ立ち入らないこと
- ⑥作業開始前点検と整備を徹底すること

図3 業種別フォークリフト死傷災害の推移（H30～R02）

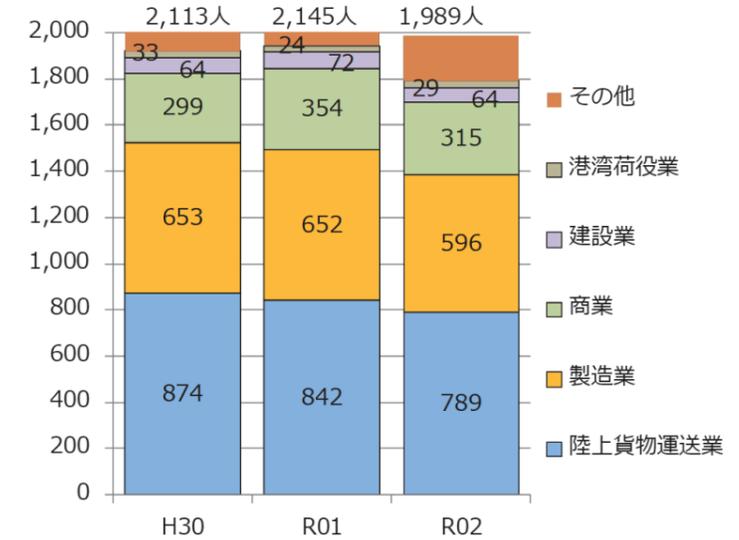


図4 業種別フォークリフト死傷災害の割合（H30～R02）

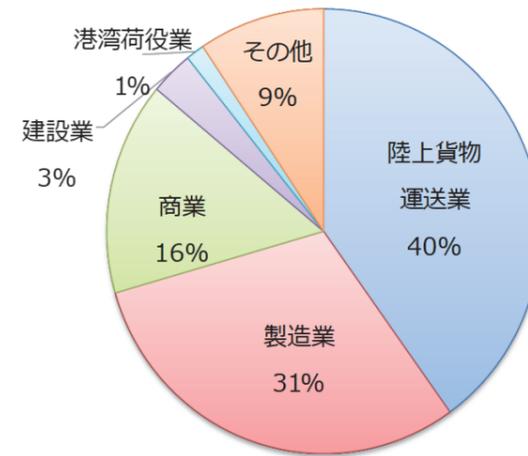


図5 事故の型別フォークリフト死傷災害（H30～R02）

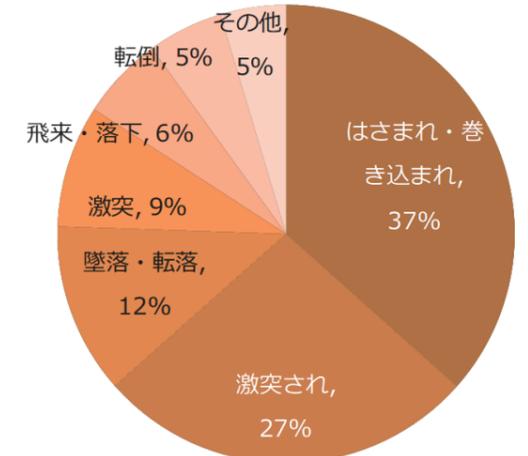
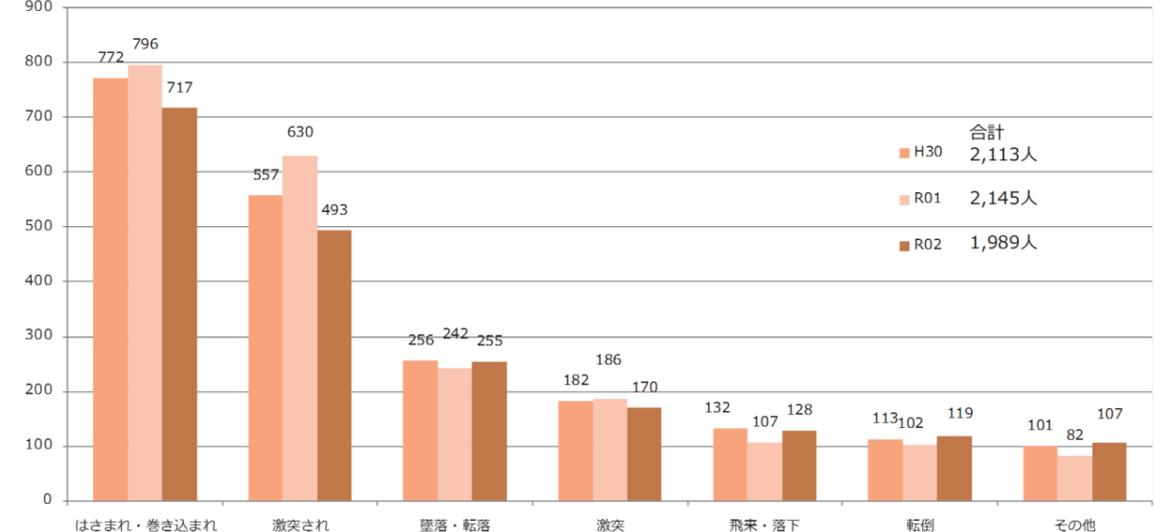


図6 事故の型別フォークリフト死傷者数の推移（全産業：H30～R02）



各種助成事業説明会を開催いたしました。

当協会では各種の助成金を多くの会員事業者に積極的に活用して頂くために、去る6月22日に標記説明会を開催いたしました。

今回の説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためWEB会議システムの活用とWEBでの視聴が困難な場合に限り当協会研修室での受入を行い、あわせて約50名の方が参加致しました。

なお、当協会では要綱及び申請様式等をまとめた冊子も配布しておりますので、必要な方は業務課にお問い合わせ下さい。

また、当協会ホームページからも申請様式等ダウンロードが可能です。



集団健康診断を実施しました！

日程：令和3年6月7日(月)～6月12日(土)
 場所：九州沖縄トラック研修会館（実施医療機関：那覇市医師会）
 受診者数：50事業者 466名

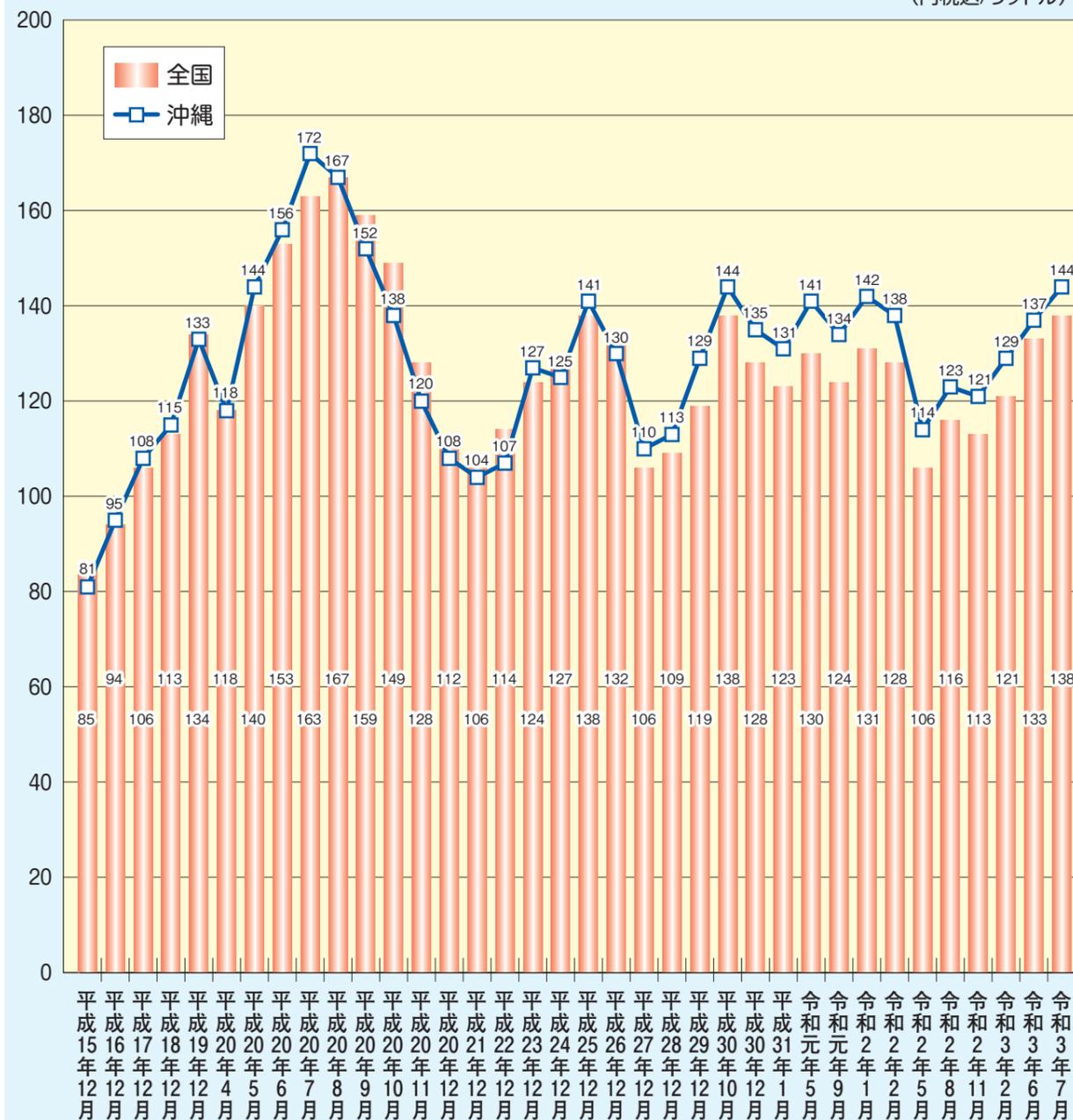
次回予定！ 日時：令和3年11月予定
 場所：九州沖縄トラック研修会館

新型コロナウイルス感染症への対策にご協力頂きありがとうございました！



軽油価格推移表（全国平均・沖縄地区）

2021年7月19日 現在
 店頭現金価格 週次調査
 (円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表

小数点以下切り捨て

	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月	平成20年7月	平成20年8月	平成20年9月	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
沖縄	81	95	108	115	133	118	144	156	172	167	152	138	120	108	104	107	127	125
全国	85	94	106	113	134	118	140	153	163	167	159	149	128	112	106	114	124	127

	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年10月	平成30年12月	平成31年1月	令和元年5月	令和元年9月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年5月	令和2年8月	令和2年11月	令和3年2月	令和3年6月	令和3年7月
沖縄	141	130	110	113	129	144	135	131	141	134	142	138	114	123	121	129	137	144
全国	138	132	106	109	119	138	128	123	130	124	131	128	106	116	113	121	133	138